

座間市教育委員会 2月定例会会議録

- 1 開 会 日 令和6年2月14日（水）
- 2 場 所 座間市役所5階教育委員会室
- 3 出席委員 教育長 木島 弘
 教育長職務代理者 鈴木 義範 委員 北村 美奈子
 委員 有山 周一 委員 馬場 悠男
- 4 出席職員 教育部長 安藤 誠 教育総務課長 高木 力
 就学支援課長 野澤 慎 保健給食担当課長 東 真
 教育指導課長 下斗米 淑子 教育指導課教育指導係長 本多 宏之
 教育研究所長 石田 正行 生涯学習課長 吉野 芳絵
 図書館図書係主査 小松 溪
- 5 書 記 教育総務係長 佐藤 雄一 教育総務課主事 岡崎 郁弥
- 6 開会時刻 午前9時36分

7 案 件

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者	結果
1	4	教育財産の取得について	教育指導課長	承認
2	5	教育財産の取得について	教育研究所長	承認
3	6	県費負担教職員の人事について	就学支援課長	承認
4	7	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長	承認
5	8	座間市文化財研究員設置規則	生涯学習課長	承認
6	9	座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則	生涯学習課長	承認
7	10	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長	承認
8	11	財産の取得に関する意見の申出について	教育部長	承認
9	12	座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱	図書係主査	承認
10	13	学校用地の一部管理換えについて	教育総務課長	承認

No.	協議番号	協 議 事 項 名	説明者	結果
1	1	「ざま魅力ある学校づくり方針 (案)」について	教育部長	終了

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者	結果
1	2	県費負担教職員の任用について	就学支援課長	—

8 閉会時刻 午後0時42分

木島教育長 それでは、ただいまより座間市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

なお、本日は、飯田図書館長から欠席の連絡を受けております。図書館からは、小松図書係主査に出席していただいております。よろしくお願いいたします。

また、会議の途中で下斗米教育指導課長が中座をさせていただき、本多教育指導係長が代理出席いたしますので、御承知おきください。

お諮りします。会期は今日一日でよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、会期は 2 月 1 4 日今日一日といたします。

次に、座間市教育委員会会議規則第 2 1 条第 2 項の規定により、会議録署名委員に北村委員と有山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

続きまして、教育長報告に移ります。前回の定例会からの経過を報告いたします。

<教育長報告>

木島教育長 1 月 1 0 日 (水) 教育委員会定例会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

同日、市長年頭記者会見、教育長出席です。

同日、市歯科医師会新年会、教育長出席です。

1 月 1 1 日 (木) 定例校長会議、教育長出席です。

1 月 1 2 日 (金) 定例教頭会議、教育長出席です。

1 月 1 4 日 (日) 市消防出初式 (ひばりが丘小学校)、教育長、教育長職務代理者出席です。

同日、市青少年芸術祭 (音楽部門)、教育長出席です。

1 月 1 5 日 (月) ぼうさいカフェ、教育長出席です。

1 月 1 8 日 (木) 「新・BS 日本のうた」公開収録、教育長出席です。

1 月 1 9 日 (金) 災害対策本部員研修会、教育長出席です。

同日、平和講演会、教育長出席です。

1 月 2 0 日 (土) 座間綾瀬医師会新年会、教育長出席です。

1 月 2 1 日 (日) 市新春祭囃子たたき初め大会、教育長出席です。

1 月 2 2 日 (月) ファシリティマネジメント職員研修会、教育長出席です。

1 月 2 3 日 (火) 災害対策本部訓練、教育長出席です。

同日、市統計グラフコンクール作品展覧会、教育長見学です。

1 月 2 5 日 (木) 市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会、教育長出席で

す。

1月26日（金）県公立小学校教頭会研究大会座間大会、教育長出席です。

同日、学校訪問A（東中学校）、教育長、北村委員、有山委員出席です。

1月27日（土）市青少年芸術祭（人形劇部門）、教育長出席です。

1月29日（月）市町村対抗「かながわ駅伝」競走大会座間選手団結団式、教育長出席です。この大会は、2月11日（日）に山北町丹沢湖で開催され、座間市の結果は、29チーム中14位という成績であったと報告を受けております。

1月30日（火）リーディングDX推進事業研究発表会（西中学校）、教育長、教育長職務代理者、北村委員出席です。

2月5日（月）交通安全横断旗寄贈式（榎金谷商運及び榎クロスロード）、教育長出席です。

2月6日（火）学校訪問C（立野台小学校）、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員出席です。

2月7日（水）学校訪問C（相模中学校）、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員出席です。

2月8日（木）少年野球指導書籍寄贈式（座間ひまわり野球倶楽部）、教育長出席です。

同日、県央教育事務所管内教育長会議、教育長出席です。

2月9日（金）県・市町村教育委員会教育長会議（県総合教育センター）、教育長出席です。

同日、学校施設適正化方針検討委員会、教育長、教育長職務代理者、北村委員、有山委員、馬場委員出席です。

2月11日（日）スカイアリーナ座間フェア開会式、教育長出席です。

2月13日（火）SC相模原2024パートナーキックオフパーティー、教育長出席です。

木島教育長 以上です。ただいまの経過報告について、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、以上で経過報告を終わります。

次に、本日の案件に移りますが、まずは非公開とする案件についてお諮りします。

2ページの議事運営要領を御覧ください。議案第6号及び報告第2号については、人事に関する案件ですので非公開にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議なしと認め、議案第6号及び報告第2号は非公開といたします。
また、審議の順番については、公開案件の後に非公開案件を行うことといたします。
それでは、議案第4号「教育財産の取得について」、説明をお願いいたします。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 それでは、資料5ページを御覧ください。議案第4号について御説明いたします。
提案理由は、折りたたみ防災ヘルメット（収納ケースを含む）の取得の申出について提案するものです。

別紙を御覧ください。こちらに記載のとおり、収納ケースを含む折りたたみ防災ヘルメット9,294個を条件付一般競争入札により、購入するものです。予定価格は、税込みで5,759万3,063円です。

なお、折りたたみ防災ヘルメットは、小・中学校の安全管理、児童生徒の安全確保及び防災教育の推進を図るため、学校に配備し、児童生徒に貸与するものです。

議案第4号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 それでは、私から1つ確認をさせていただきます。

数量が9,294個ということで、非常に細かい数量になっておりますが、これについて説明はございますか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 来年度の小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒数と、各小・中学校の通常学級へプラス1個が予備分として入っており、全体で9,294個となっております。

木島教育長 分かりました。ありがとうございます。他に御質問等はございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 子どもたちはヘルメットだけれども、先生方はどうしているの。

下斗米課長 教職員については、折りたたみではなく、普通のヘルメットを使用しています。

馬場委員 なるほどね。今子どもたちの場合は、ヘルメットではなくて防災頭巾を被ることになっているのですか。

下斗米課長 今小学生は防災頭巾を被っていますが、中学生は防災頭巾もヘルメットもない状況です。

馬場委員 そうだったのですか。それで今回、全児童生徒分を配備することになった訳ですね。

木島教育長 私たちは、中学校の生徒分のヘルメットがないことを大変危惧しておりまして、PTAや議会から対応をお願いされておりましたので、ちょうど良い機会を整備できると思っております。

馬場委員 分かりました。ありがとうございます。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

他に御質問等もないようですので、議案第4号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第4号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第5号「教育財産の取得について」、説明をお願いいたします。

(石田所長 挙手)

木島教育長 石田教育研究所長、お願いいたします。

石田所長 それでは、資料7ページを御覧ください。議案第5号について御説明いたします。

提案理由は、教師用指導書の取得の申出について提案するものです。

8ページを御覧ください。こちらに記載のとおり、教師用指導書1,721冊を特命随意契約により、購入するものです。予定価格は、税込みで3,755万7,300円です。

議案第5号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第5号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第5号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第7号「座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」について、説明をお願いいたします。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 それでは、資料10ページを御覧ください。議案第7号について御説明いたします。

提案理由は、座間市基金条例の一部改正に伴い所要の改正をいたしたく提案するものです。改正文については11ページ、新旧対照表は12ページのとおりです。

令和5年4月の組織改編に合わせ、寄附者への御案内、寄附後の対応の統一化及び内部事務処理等の効率化を図るため、令和6年3月30日施行により、座間市基金条例から座間市教育施設整備基金が廃止されることにより、当該規則の改正を行います。施行日は令和6年3月30日です。

なお、令和5年度から同基金の設置目的での寄附の申出があった場合には、座間市ふるさとづくり基金へ積み立てられます。その際寄附者は、「みらいを担う世代のすこやかな育成」という用途を指定することができ、市は寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならないと定められております。

議案第7号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

(馬場委員 挙手)

木島教育長 馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 もう一度、これを改正する意味を教えてください。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 繰り返になってしまいますが、今年度4月の機構改編により、座間市役所の組織が変わりました。

この際、各所属の事務が見直されて、寄付金の対応について全庁的に統一化された処理をすることとなりました。

今後の寄付については、座間市ふるさとづくり基金に一元化されて、今まで教育委員会が持っていた座間市教育施設整備基金が座間市ふるさとづくり基金に入りました。そのため、当該基金に関する事務がなくなったということです。

馬場委員 他は残しておいて、特にこれだけなの。

高木課長 はい。教育委員会事務局が所管していて、今回廃止対象になった基金については、座間市教育施設整備基金だけです。

馬場委員 これは市長部局が扱うことが良いということなの。

高木課長 原則は全て座間市ふるさとづくり基金に集約いたしますが、基金によって、例えば基金の設立目的や残高の関係で集約できなかったものもあるので、一部はそのまま残っています。

馬場委員 なるほど。事務の効率化ができるということですね。

高木課長 基本的には、市長部局の座間市ふるさとづくり基金で一元管理して、受付等の事務はその基金を管理している所属が行います。

馬場委員 なるほど。分かりました。

木島教育長 高木教育総務課長、今までは寄付者が教育に使ってほしいという申出により、この基金に入れていたと思いますが、今後教育に使ってほしいと申出があった場合は、先ほど説明があったような項目があるのですよね。

高木課長 そうですね。「みらいを担う世代のすこやかな育成」という用途を指定できるようになっていて、市は寄附者の意向が反映されるよう配慮しなければならないとなっています。教育目的ということであれば、その分野で寄付を受け入れて、活用させていただくという仕組みになっております。

木島教育長 それでは今までどおりの内容で、教育に関して寄付をいただくことができるということですね。

高木課長 はい。その御理解で大丈夫です。

木島教育長 分かりました。ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第7号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第7号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第8号及び第9号は一括議案といたします。説明をお願いいたします。

(吉野課長 挙手)

木島教育長 吉野生涯学習課長、お願いいたします。

吉野課長 議案第8号及び第9号について御説明します。はじめに、13ページを御覧ください。

議案第8号「座間市文化財研究員設置規則」、提案理由は、座間市文化財研究員を設置するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものでございます。

次に、15ページを御覧ください。議案第9号「座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則の一部を改正する規則」、提案理由は、座間市市史編さん調査員の職を廃止いたしたく提案するものでございます。

続いて、経緯を御説明します。現在は、「座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則」の規定により、市史編さん調査員を任用しています。座間市史本編の刊行が平成26年に完結し、以後、市史編さん調査員の業務が、市史編さんのための史料収集及び調査から、今後は市史編さん事業に目的を限定せず、市の文化財としての古文書及び文献資料等の整理と研究が主体となることから、「市史編さん調査員」の職を廃止し、新たに「文化財研究員」の職を設けるものです。

具体的に御覧いただきたいので、規則の内容を御説明いたします。14ページを御覧ください。

「座間市文化財研究員設置規則」の主な部分を読み上げます。

第2条（設置）、歴史資料の専門的な調査、研究及び公開事業を推進するため、研究員を置く。

第2項、研究員の定数は、5人以内とする。

第3条（所掌事項）は、記載のとおりです。

次に17ページ、「座間市市史編さん編集員及び市史編さん調査員設置規則新旧対照表（案）」を御覧ください。

改正案のとおり、規則の名称を「座間市市史編さん編集員設置規則」とし、市史編さん調査員に関する事項を削除いたします。

いずれの規則も令和6年4月1日から施行します。説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。

鈴木委員、ただいまの件につきまして、御意見ございますか。

鈴木委員 研究員と編集員の設置規則が分かれるということですが、例えば編集員が、新たにできた研究員の指導に当たるとか、そういう体制はあるのでしょうか。

吉野課長 調査に関しては、今までも編集員と方向性を共にしながらやってまいりました。資料の整理に関しては、規則が分かれましても、これまでどおり一緒に研究して、整理していくことになります。

鈴木委員 分かりました。仕事をする場所も同じでしょうか。

吉野課長 はい、執務室の体制は変えません。

目的が市史編さんをするという目的ではなくなり、もっと広いことで整理させていただければという意味合いで変更しました。

木島教育長 よろしいでしょうか。

他に御質問等もないようですので、議案第8号及び第9号は承認することにより、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第8号及び第9号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第10号「教育関係予算案に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料19ページを御覧ください。議案第10号について御説明します。提案理由は、令和5年度座間市一般会計補正予算案及び令和6年度座間市一般会計当初予算案について提案するものです。

議案第10号に関して、机上に補助資料を配布させていただきましたので、まずはそちらを御覧ください。2年前にもお配りしたかと思いますが、改めて、簡単に予算の仕組みについて御説明差し上げたいと思います。

補助資料を御覧いただくと、当初予算と補正予算とありますが、これは対になっているものでございます。

当初予算は、毎年度初め、4月1日時点の予算ということになります。この予算の編成時期ですけれども、概ね前年の10月くらいから2月、ちょうど今くらいの間にかけて当初予算を編成しております。この当初予算案を、まもなく開会される3月議会で議決していただき、当初予算として執行してまいる形です。

一方、補正予算ですけれども、当初予算策定後の様々な状況の変化に対応するための予算でございます。こちらは四半期ごとの、6月、9月、12月、3月に定期補正ということで行いますが、これが定期の補正予算ということになります。

補正予算についてですが、実は今申し上げた定期補正以外に2つございますので、確認させていただきます。

まず今御説明した、定期の補正予算です。こちらは年4回の市議会定例会に議案を提出いたします。予算決算常任委員会の各分科会で詳細を審議いただき、本会議で議決するものです。後ほど御説明いたしますが、今回の案件でいうと、相模野小学校、ひばりが丘小学校、相模が丘小学校以外の補正予算がこちらに該当します。

続きまして、即決の補正予算です。こちらも定期の補正同様、市議会に議案を提出いたしますが、委員会の審議を行わずに、直ちに本会議で議決していただきます。今回の議案で申し上げますと、相模野小学校、ひばりが丘小学校、相模が丘小学校の工事案件です。

何が違うかということですが、即決の補正予算は主に、閉会日の議決では間に合わない至急の案件を委員会に付託せずに、御承認いただくものです。

最後に、補正予算の中に含めてよいのかなとも思いますが、専決処分というものもごございます。通常あまりありませんが、地方自治法に定めがありまして、主に議会を開会する暇がない時に、市長が緊急の予算案について専決の処分を行います。この専決処分を原則、後日議会の承認を得るということで運用していきます。

補正予算について大きく3つに分けることができ、今回は、定期の補正と即決の補正の予算案について後ほど御説明いたします。

続きまして、繰越明許についてです。年度末に国や県の補助金等が、急きょ創設される場合がございます。そうしますと、その補助金を活用して事業執行をしていく訳ですが、概ね1、2月くらいにそのような話が出てくることが多いため、年度末までに事業の完了を見込めない場合がございます。特に工事は数か月かかるので、年度内に完了が見込めないことが多いですが、こうした場合に、その年の予算額を翌年に繰り越して執行します。今回の議案で申し上げますと、相模野小学校、ひばりが丘小学校、相模が丘小学校の工事が繰越明許に該当しますので、後ほど御説明いたします。

最後に、今まで御説明していなかった部分かと思い、今回新たに追加しました債務負担行為です。地方公共団体の予算というのは、原則、単年度で完結します。ただ事業によっては、その事業費を複数の年度に分けて、向こう何年間かでお支払いをするような予算もごございます。そういったものを来年度以降の債務を約束することで予算に反映させるものです。

一例を挙げましたが、複数年で契約する大型の物品リース料、例えば印刷機器は数百万円するものもありますので、単年度で支払わずに5年リースとかの2年目から5年目までの予算に入れなければいけないので、既に支払う予定がごございます、ということをお示しするものが債務負担行為です。

同じように教育部でいきますと給食業者の業務委託料、こちらも契約が複数年に渡っているため、こういったものが債務負担行為となりますので、予め御理解いただいた中で議案第10号について御説明してまいります。

それでは、お手元の資料、別添1を御覧ください。

1ページは、市長からの意見聴取の文書です。補正予算の内容は、2ページ以降に記載しております。

それでは、令和5年度座間市一般会計補正予算案（即決）について御説明いたします。資料3ページを御覧ください。はじめに歳入予算です。

N o. 1 小学校学校施設環境改善交付金ですが、国の令和5年度補正予算による交付金7, 414万円を活用し、令和6年度に予定していた相模野小学校2号棟外壁等改修工事、ひばりが丘小学校屋内運動場外壁、屋根改修工事、相模が丘小学校北棟外壁、屋上防水改修工事を実施します。

先ほど御説明したとおり、こちらの工事は令和6年度に行う予定でしたが、今年度中に、国からその工事に使用できる交付金が7, 414万円きまして、前倒しをして行うこととしました。しかし、工事が今年度中に終わりませんので、今年度のお金を活用して来年度に持っていく仕組みでございます。

なお、本補正予算に係る工事は、令和5年度内の工事完了が見込めないため、繰越明許費を設定し、令和6年度早々の事務執行を図るため、他の補正予算案と区別し、市議会予算決算常任委員会民生教育分科会での審議を経ない即決議案といたします。

N o. 2 小学校債は、当該小学校工事を実施するに当たり、2億7, 630万円の起債を行うための予算措置です。先ほど御説明した7, 400万円余の交付金が国からきますが、3つの工事を合わせると3億5千万円ほど掛かります。それについては、起債と言いまして、分かりやすく言うと借金をして予算建てします。こちらは、財政当局との調整の結果ということで御理解いただければと思います。

続きまして歳出予算です。資料4ページを御覧ください。

小学校施設整備事業費のN o. 1 建設事業委託料は、ひばりが丘小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事の監理委託を行うための予算措置です。

N o. 2 建設工事費は、相模野小学校2号棟外壁等改修工事、ひばりが丘小学校屋内運動場外壁及び屋根改修工事並びに相模が丘小学校北棟外壁及び屋上防水改修工事を施工するための増額です。

資料5ページ、繰越明許費のN o. 1 小学校施設整備事業費は、令和5年度中の工事完了見込みが立たないため、繰越明許費を設定します。

令和5年度座間市一般会計補正予算案（即決）の説明は、以上です。

続きまして、資料6ページを御覧ください。令和5年度座間市一般会計補正予算案（定期）について御説明してまいります。

先ほど御説明しましたが、本補正予算は、令和5年度中に発生した様々な要因により、令和5年度予算を補正するものです。はじめに歳入予算です。資料7ページを御覧ください。

№. 1 教育総務費補助金及び№. 2 要保護児童生徒援助費補助金は、主に支給対象者が当初見込みを上回ることに伴い増額するものです。

№. 3 教育費雑入は、長期欠席、給食辞退等により給食喫食者数が当初見込みを下回ることなどに伴う減額です。

№. 4 社会教育費補助金は、現在工事中の東地区文化センター大規模改修工事費の確定に伴い減額するものです。

続いて歳出予算です。資料8ページを御覧ください。基本的に予算額の増減理由は、歳入予算と同じですので、簡潔に御説明してまいります。

№. 1 小学校施設維持管理事業費及び№. 2 中学校施設維持管理事業費は、今年度実施の建築物等点検業務の委託費確定に伴う減額です。今年度建築物の点検業務委託を行っておりますが、こちらの委託費が確定しましたので、減額いたします。

№. 3 小学校施設整備事業費及び№. 4 中学校施設整備事業費は、小・中学校の工事に伴う国の交付金が確定いたしましたので、財源に不足が生じたため増額して対応するものです。

№. 5 学校給食運営管理事業費は、給食喫食者数が当初見込みを下回ることなどに伴い減額するものです。

№. 6 特別支援教育就学奨励等事業費及び№. 7 要保護及び準要保護児童援助事業費は、支給対象者が当初見込みを上回ることに伴う増額です。

№. 8 要保護及び準要保護生徒援助事業費は、支給対象者が当初見込みを下回ることに伴う減額です。

続きまして、№. 9 資料館管理事業費は、旧緑ヶ丘保育園舎の文化財保管場所のための什器、主にスチール棚ですが、こちらの購入費確定に伴う減額です。

№. 10 東地区文化センター大規模改修事業費は、建設工事費の確定に伴う減額です。

最後に10ページを御覧ください。債務負担行為補正です。

中学校給食（選択式）調理業務等委託料は、業者への委託料の増額に伴い限度額を変更するものです。昨今、人件費や光熱水費等諸々高騰しておりますので、増額いたします。

以上が、令和5年度座間市一般会計補正予算案（定期）の御説明です。

続きまして、11ページを御覧ください。令和6年度座間市一般会計当初予算案について御説明してまいります。

まず、令和6年度教育部所管予算に関して、概要を御説明いたします。資料12ページと13ページに記載してございます。12ページが歳入、13ページが歳出の予算です。

令和6年度予算は、年々厳しさが増していく本市の財政状況の影響を受けておりま

す。今回お手元にお示ししたものが、職員の人件費が入っておりますので、若干私が申し上げる数字と異なります。

人件費は本来、市長部局の職員課が担っているところですが、それを除くと、教育部予算は対前年度比6.8パーセント増、金額にすると2億2千万円余増額、全体で35億円余です。お手元の資料との差額が人件費です。

35億円余ですが、これには市民文化会館の大規模改修事業費の増額分である約5億円が含まれております。2億2千万円余予算は増額しましたが、令和6年度の教育部予算は実質減ということもできると思います。既存の事業に充てる予算は若干削られている状況です。

ただこれは教育部に限ったことではなく、ほぼ全ての部局同様でした。予算額が減少したとはいえ、本市教育行政を確実に推し進めるため、引き続き国や県の交付金を活用するなどの取組を継続してまいります。

続きまして、令和6年度当初予算の中で教育部の重点事業に挙げているものについて御説明してまいります。お手元の資料14ページから19ページまで続いておりますが、令和6年度重点事業は、資料14ページ以降の一覧表の「新規・拡充事業」の欄に「●」印が付いているものです。

はじめに資料14ページ、教育総務課のNo.10小学校各種行事等活動事業では、小学校の水泳指導を、現在の栗原小学校に新たに3校を加えた、計4校で民間プールを利用して実施する予定でおります。

続きまして16ページ、教育研究所のNo.67教育相談事業ですが、本市でも増加傾向にある不登校児童生徒対策として、令和6年度は県の事業を活用し、子どもたちの居場所づくりを新たに進めていく考えでおります。

続きまして17ページ、教育指導課のNo.3中学校部活動指導者派遣事業です。こちらは、文部科学省が示す令和7年度末までの部活動地域移行化に向け、人材確保等に努めてまいります。

その他19ページ、生涯学習課の文化財保存・活用事業ですが、こちらも新規・拡充事業として注力してまいります所存でございます。

議案第10号、令和6年度座間市一般会計当初予算案等の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。安藤教育部長、この補助資料は分かりやすかったと思います。

今一度確認をしていただいて、お分かりにならない部分がありましたら、御質問をお願いします。

木島教育長 いかがでしょうか。

それでは私から、令和6年度に関し、教育部として是非この事業は進めたいという中で、全体の財政状況によって現状維持となった事業は、各所属でございますか。

もし、ここで御紹介できるものがございましたら、教育委員にも知っていただければと思います。

石田教育研究所長は、いかがでしょうか。

(石田所長 挙手)

木島教育長 石田教育研究所長、お願いいたします。

石田所長 今部長から紹介していただいた、No. 67教育相談事業は、人件費の単価の増額ということで、この1,758万円は令和5年度予算から変わっておりません。

資料右側の事業内容は、現状、拡充は難しいのですが、先ほど御説明いただいたように、県の事業として、今のところ、中学校区に1名、週2日で不登校対策の支援員を派遣するというお話をいただいております。そういった事業を活用して、この不登校対策を推進していきたいと考えております。

木島教育長 今のお話は、先日の県の教育長会議の際に、県教育長がお話をされていまして、ほぼ確実に予算を取れるかなと思っています。

他はいかがでしょう。下斗米教育指導課長、いかがでしょうか。

(下斗米課長 挙手)

木島教育長 下斗米教育指導課長、お願いいたします。

下斗米課長 No. 3中学校部活動指導者派遣事業です。この予算は、今年度と変わっておりません。

現在、部活動指導員は4名で、来年度は6名でよいと回答はいただきましたが、今年度の予算を6名で分けるという形になっています。今年度執行状況を鑑みて、現在の執行状況であれば、あと2名を平均的な日数で増やせるのではないかと、という形で増員を考えております。

木島教育長 ありがとうございます。

なかなか部活動指導員の選定は難しく、やっていただく方を探すのも難しいというのが現状ですので、その辺りが少し改善していくとよいかと思っています。

鈴木委員は、いかがでしょうか。

鈴木委員 教職員の働き方改革が一番大きいと思いますが、実際の受け手というか、スポーツ協会などと積極的に関わり、その中で予算を要求する方法もあるのかと思います。民間の受け手になるような団体への働きかけが、まだ行われていないのではないかなと感じ取れました。

木島教育長 教育委員会として民間への働きかけが弱いのではないかと、もう少し積極的に関わり方について要請するとか、お願いをするという場面があると、この部分も違ってくるのかなということですね。

鈴木委員 そうですね。何でも教育委員会側から人を発掘するのではなくて、市にはスポーツ協会がありますから、もっとスポーツ協会を通じて働きかける必要があるのではないかと思います。

私がスポーツ協会の役員をやっている、実際に話がこないのも、もう少し積極的にやっていったら良いのではないかなと思います。

木島教育長 鈴木委員は、スポーツ協会の副会長ですよ。

このことについて、下斗米教育指導課長、いかがですか。

下斗米課長 現在、部活動指導員については、学校長の推薦をもって選出しております。今鈴木委員からお話をいただいたように、学校長にも投げかけますが、スポーツ協会にも依頼をさせていただいて、選出していただいた中から学校と協議をしていくことも、これから人材確保していくうえでは、必要なことだと感じました。

木島教育長 スポーツ協会に推薦状の依頼のような形で、それをスポーツ協会も受けていただいて、その中でこういう人材が必要ならばスポーツ協会の中から出せるように協議しよう、みたいなことができていくと形になっていくかなと思いますので、また御検討いただきたいと思います。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

東保健給食担当課長、いかがでしょうか。

東担当課長 15ページ、No. 39 学校給食運営管理事業費です。

小学校給食11校で、食器の購入替えを定期的に行っております。令和4年度に半

数の6校がリース替えをしまして、昨年度と今年度で残りの学校の切り替えを計画していました。先日、学校訪問で行っていただいた学校は切り替え後のものですが、学校によっては未だに、アルマイト食器を使っている学校もあります。そういった学校を今回切り替えしたかったのですが、予算全体の調整の中で、来年度も同じ食器を使うこととなりました。

同じく、No. 49中学校給食事業費ですが、デリバリー給食が始まり6、7年経っており、そちらの食器もだいぶ劣化しております。ここ2年くらい喫食率が増加し、30パーセントほどに上がっております。その関係で、食器が足りなくなる日もあります。選択式ですので、人気メニュー、例えば鶏のから揚げの日などは結構高い喫食率です。そのため、今年度も一度ありましたが、業者が使っている民間用のお弁当箱をお借りして、教職員に対しては民間用のお弁当箱を使っていただく、子どもたちにはざまりんのお弁当箱を使うといったことがあります。こちらも劣化が進んでいることや、現状のエンジ色があまり発色が良くないので、美味しく見せるためには、クリーム色などのお弁当箱に切り替えをしたいため、引き続き、予算要求をしていきたいと思っております。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。御説明をいただいたので、非常によく分かりました。

(北村委員 挙手)

木島教育長 北村委員、お願いいたします。

北村委員 アルマイトの食器を使っている学校は、どのくらいありますか。

東担当課長 残っているアルマイト食器はお盆だけでしたが、半数の5校です。

北村委員 お椀とかはどうですか。

東担当課長 PEN食器に代わっています。

北村委員 ありがとうございます。

木島教育長 他はよろしいでしょうか。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 令和6年度予算について、先ほど申し上げましたけれども、基本的に全部局予算が減額されています。全部局厳しい中で予算の調整をし、教育部も予算がない中で例えば教育総務課は、国の交付金を上手く活用しながら学校の整備を進めます。この部分は児童生徒の命に関わる部分で、今外壁がかなり劣化をしているので、そういったところはお金がない中でも、借金をしてでも整備をしていく、ということを財政当局と調整させていただきました。

先ほど話がありました教育研究所の教育相談事業、令和6年度は市のお金で事業を打つことはできませんでしたが、県から人が来るということですので、それを十分活用させていただいて、拡充して事業を進めていく工夫をしております。

給食については、食器の交換を進めたいのですが、児童生徒の命を優先するといった方針であるので仕方がないかなということで、様々調整した中での予算編成となりましたので、御理解いただければと思います。以上です。

木島教育長 安藤教育部長、ありがとうございました。

他に御質問等もないようですので、議案第10号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第10号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第11号「財産の取得に関する意見の申出について」、説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料20ページを御覧ください。議案第11号について御説明します。提案理由は、座間市立小中学校用防災ヘルメットの購入契約を締結するため提案するものです。

資料6ページとセットになっているとお考えいただければと思いますが、先ほど、

議案第4号で御承認いただいた折りたたみ防災ヘルメットについて、2月上旬に予定価格、税込み5,759万3,063円で市長部局において条件付一般競争入札を行いました。条件付というのは、市内に本店や支店があるとか、そういった様々な条件を購入するものによって付ける、若しくは付けない等あります。例えば、大規模な工事のように、市内の工事業者で対応することが難しい場合は、全国から入札を募ることもあります。

今回は防災ヘルメットの購入でしたので、市内業者優先などの条件を付けて一般競争入札を行いました。単純な価格の競争です。その結果、本件については、株式会社ミヤダイ中央社座間支店が税込み5,586万2,543円で落札いたしましたので、契約いたしたく提案するものです。

議案第11号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第11号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第11号は承認いたします。

木島教育長 続きまして、議案第12号「座間市立図書館予約及びリクエスト実施要綱」について、説明をお願いいたします。

(小松主査 挙手)

木島教育長 小松図書係主査、お願いいたします。

小松主査 それでは、22ページをお開きください。

本件につきましては、座間市立図書館条例施行規則を補完するに当たり、必要な事項を定めるため提案するものです。

それでは、要綱の内容を説明いたします。主な条文は、予約及びリクエストできる資料数についてです。

昨年、教育委員会12月定例会において、御承認いただきました条例施行規則の改正に伴い、来年度4月より、貸出できる資料数の上限を設けることといたしました。貸出資料数50冊に対し、円滑な図書館運営のため予約冊数の上限を定めることが必

要となりましたので、職員で検討を行い、予約を25冊程度とすることが適切という結論になりました。

これまで、予約について要綱等は制定しておりませんでした。上限を設けるに当たり、利用者に対し、しっかりと説明していきたいと考え、本要綱を制定することといたしました。

それでは、23ページをお開きください。第2条を読み上げます。

第2条（定義）、この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号及び第2号は省略いたします。

第3号予約、館外利用できる図書館資料の優先利用申し込みをいう。

第4号リクエスト、未所蔵資料の優先利用申し込みをいう。

ここでいう「予約」とは、図書館で所蔵している本の中で、貸出中などの場合に次に読むために申し込むものを指します。

これに対して「リクエスト」は、図書館で所蔵していない本を読みたいということで申し込むものを指します。

続いて、第4条を御覧ください。

第4条（予約及びリクエストできる件数等）、予約及びリクエストができる件数は、別表第1のとおりとする。

第2項、移動図書館の利用においては、別表第2のとおりとする。

第3項は、説明を省略いたします。

第4項、前3項の規定にかかわらず、図書館長が特に必要があると認めるときは、予約及びリクエストができる件数を変更することができる。

第5項も、説明を省略いたします。

25ページの別表第1（第4条関係）を御覧ください。

個人利用の図書資料は、予約及びリクエストの合計25冊以内。うち漫画は10冊以内で、リクエストは不可です。

映像資料は3点以内、電子書籍は2点以内、団体貸出は図書資料のみで、いずれも予約のみ、リクエストは不可としています。

別表第2（第4条関係）を御覧ください。

こちらは移動図書館の予約数等ですが、小学校での利用は、小学生が移動図書館で利用するに当たり、持ち運びしやすく、自分で管理しやすい冊数ということで、少ない設定となっています。お目通しお願いいたします。

予約数等に関する条項についての説明は以上です。その他の条項におきましては、利用者の資格、申込方法、受取場所、連絡方法、他の図書館からの借用などについて現状に沿って定めておりますので、お目通しいただきたいと思います。

なお、施行日は令和6年3月1日といたします。議案第12号の説明は以上です。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 私から1点よろしいでしょうか。

25ページ、別表第2（第4条関係）、小学校1年生が不可の理由についていかがでしょうか。

小松主査 小学校1年生の貸出冊数を1冊に制限させていただいていますが、1年生の貸出につきましては、貸出券の交付をした後の2学期から始まります。

そもそも借りられる冊数が1冊ですので、予約及びリクエストをいただくと、次にお渡しするのが次の巡回日のため、1か月ほど間隔が空いてしまいます。その期間に忘れてしまう児童もおりますので、1年生の間は移動図書館にある本を見て、興味が湧いたものを取ってもらえればという意味で制限させていただいております。

木島教育長 分かりました。ありがとうございます。

この1年生への貸出が1冊という制限についてはいかがですか。

小松主査 先ほど申し上げたとおり、次の巡回日が1か月後ということで、どうしても忘れてしまう児童がおりますので、本人が借りている本のタイトルや冊数を把握しやすいよう配慮し、制限をしております。

木島教育長 2年生以上は、3冊まで忘れないからということなのですね。

小松主査 はい。

木島教育長 分かりました。

他に御質問等もないようですので、議案第12号は承認することよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 御異議等ないようですので、議案第12号は承認いたします。

もう少し進めてから休憩したいと思います。

(下斗米教育指導課長 退室、本多教育指導係長 入室)

木島教育長 続きまして、議案第13号「学校用地の一部管理換えについて」、説明をお願いいたします。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 それでは、資料26ページを御覧ください。議案第13号について御説明します。
提案理由は、教育委員会が管理する旭小学校用地の一部を市長部局へ管理換えするため提案するものです。

次のページを御覧ください。学校用地の一部管理換えについての説明資料です。

まず、管理換えの趣旨ですが、旭小学校用地の一部に公衆用道路として使用されている用地があるため、教育委員会が管理する学校用地の一部を市長部局へ管理換えするものです。

次に、対象用地です。

名称、座間市立旭小学校用地の一部。

所在地、座間市ひばりが丘五丁目807番47、48、83、84及び85。こちらは、令和5年11月に分筆いたしました。

地目、畑、公衆用道路。

面積、1,297.5㎡。こちらは、令和5年10月に測量を実施いたしました。

現状、公衆用道路です。

次に、管理換え後の所管ですが、都市部道路課です。

次に、管理換え後の用途ですが、座間市道ひばりが丘122号線、126号線及び130号線の道路用地です。

対象用地の詳細につきましては、次の28ページ、表1及び図1を御覧ください。既に道路として使用されており、学校の用地とはフェンスで区切られておりますので、現在の学校用地が狭くなるなどの変更はございません。

27ページにお戻りください。最後に、管理換え期日ですが、令和6年3月の予定です。

なお、「管理換え」という用語について補足説明をさせていただきます。これは、座間市市有財産規則で定義されている用語です。財産管理者が管理する市有財産を他の財産管理者の管理に移すことを言います。学校用地は市の財産であり、教育委員会はその管理を行っておりますので、この管理を市長部局へ移すことについて、提案する

ものです。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第13号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第13号は承認いたします。

木島教育長 少し休憩したいと思います。

11時10分から再開いたします。

(休憩)

木島教育長 再開いたします。

続きまして、協議第1号「「ざま魅力ある学校づくり方針(案)」について」、説明をお願いいたします。

(安藤部長 挙手)

木島教育長 安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、資料29ページを御覧ください。協議第1号について御説明します。

協議理由は、「ざま魅力ある学校づくり方針」を策定するため協議いただくものです。「ざま魅力ある学校づくり方針」、以下、「本方針」とさせていただきますが、本方針は児童生徒数の減少や施設の老朽化が進む本市小・中学校について、将来を見据えた学校の適正規模、適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿について基本的な考え方を整理し、中長期的な学校施設等の在り方を示す基本方針です。

本方針(案)は、座間市学校施設適正化方針検討委員会において協議、検討いただき、本年2月9日に検討委員会から教育委員会に報告いただきました。

本日は、大きく分けて、本方針(案)の内容と、今後の取組(案)について御説明いたしますので、御協議をよろしく願いいたします。

なお、本方針(案)の詳細は教育総務課長から、今後の取組(案)に関する部分は

私から御説明させていただきます。

木島教育長 ありがとうございます。

それでは、高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 それでは、御説明いたします。今日は別添で資料を用意しておりますが、先日の検討委員会において使用した資料と同じものですが、御準備はよろしいでしょうか。

はじめに、別添3「本方針（案）」の目次を御覧ください。

本方針（案）は、全体で5章の構成です。また、参考資料として、3つの資料を添付しております。私からは、第1章から第4章までを御説明させていただきます。

1ページを御覧ください。第1章は「本方針の概要」として、方針策定の背景と目的、位置付け、方針の期間、検討経過をまとめました。

はじめに、方針策定の背景と目的です。学校施設は、約9千人の児童生徒が毎日使用しており、本市の公共施設の床面積の約半分である12万3千平方メートル余りを占めています。現在及び今後の課題は、少子化の進行に伴う児童生徒数の減少と学校施設の老朽化が進んでいること、支援を必要とする児童生徒数の増加、時代に即した学習環境の整備が挙げられます。このため、将来を見据えた学校の適正規模、適正配置及び望ましい学習環境や目指すべき姿についての基本的な考え方を整理し、目指すべき姿の実現に向けた中長期的な方針を策定することとなりました。

さらに、公共施設の老朽化は本市全体の課題でもあります。令和元年度に開催した総合教育会議において、当時の市長から「学校施設を目指すべき姿について、教育委員会の方針を受け止めたうえで、改めて市全体の公共施設の再整備計画を編んでまいりたい。」と求められたことから、教育委員会として、今後の学校施設をどう考えていくかを問われている状況でもあります。

また、本方針（案）は、児童生徒数の減少と施設の更新が重なる機会は、これからの本市の子どもたちにとって、より良い学習環境を整える契機と捉え、今後の学校施設の在り方について、ハード、ソフトの両面から検討し、「新しく、望ましい、魅力ある学校」を整えていくものとして、まとめています。

そして、方針の名称を「ざま魅力ある学校づくり方針～今後の学校施設の在り方及び望ましい規模・配置について～」とし、本方針の内容が学校施設の整理縮小だけではなく、より良い学習環境を整えることについて考慮していることが分かるように工夫しております。

次に、方針の位置付けです。2ページを御覧ください。図表1-1「本方針の位置付け」のとおり、本方針（案）は教育大綱の下、今後の学校施設の在り方に関する基本方針として位置付けます。

次に、方針の期間は、令和6年度から25年度までの20年間とします。これは、今後の児童生徒数について、学校別の推計を20年間としたこと。また、関係する他の計画等の期間が10年から20年であり、それらとの整合性の観点から設定したものです。

次に、検討経過です。今後の学校の在り方は、地域住民にも大きな影響が見込まれます。このため、市民や学識経験者など、外部の方々からも意見を伺いながら本方針を策定するため、「座間市学校施設適正化方針検討委員会」、以下、「検討委員会」とさせていただきますが、こちらを設け、検討をいたしました。委員は8人で、構成は、学識経験者、有識者、校長会会長、PTA代表及び地域の方です。検討委員会の詳細は、参考資料1「座間市学校施設適正化方針検討委員会について」を後ほど御覧ください。

3ページを御覧ください。教育委員会事務局においては、令和4年度に学校を取り巻く現状の把握や課題など、方針検討のための基礎資料を整理いたしました。このほか検討の参考とするため、小・中学校の保護者や教職員、地域の方々を対象とした教育環境に関するアンケートを実施しました。アンケートの詳細は、参考資料2「令和4年度座間市立小・中学校の教育環境に関するアンケート」の結果のとおりです。

2ページにお戻りください。図表1-2「検討経過」です。令和4年度に整理した基礎資料を基にして、6回の検討委員会において様々な立場から貴重な御意見をいただきました。第5回検討委員会でまとめた本方針（素案）は、令和5年11月25日から12月24日まで意見公募手続を行い、4件の御意見が提出されました。これらの過程を経て、本年2月9日に検討委員会から教育委員会に本方針（案）を報告いただきました。

報告内容は、別添2「座間市立学校の適正規模・適正配置及び目指すべき姿に関する基本方針について（報告）」のとおりです。検討委員会には、方針策定の背景と目的を踏まえたうえで、3つの視点から検討いただきました。

1つ目は、「望ましい学級数の維持」です。望ましい学校規模について、本市の基準を定めることとなっております。この基準を設けることで、市民への説明の根拠となり、今後必要な学校数をおおよそ見込むことができます。

2つ目は、「学校施設整備の効率的な実施」です。こちらは、水泳指導や給食など、特別な設備が必要な学校活動の在り方を見直すことです。学校施設の更新や維持管理の見直しに繋がります。

3つ目は、「望ましい学習環境の見える化」です。学校施設の更新に当たり、これからの教育に必要な学習環境を整理することとなっております。効率的な投資や学校施設を複合化する際の足掛かりとなるものです。

続きまして、4ページを御覧ください。第2章は「学校施設を取り巻く現状と課題

(背景)」です。この部分につきましては、これまでも御説明していることから、主要な点に絞って説明いたします。

はじめに施設の状況では、学校施設、小学校の給食室、小学校が水泳指導で使用している市立プールの状況を整理しました。学校施設では、小規模な建築物を除いた建物の85パーセントが建設後40年を経過しており、60年を経過した校舎もあるなど、全体的として老朽化が進んでいます。

8ページを御覧ください。給食室を除く現在の学校施設の全てを、今後も維持更新する場合に必要な費用の試算結果です。建替えや改修によって学習環境を維持・向上する場合の試算ですが、今後20年間では、年平均26億9千万円が必要となる見込みです。

9ページを御覧ください。児童生徒数の動向では、今後の推計を示しました。今後20年間で24パーセントの減少が見込まれ、児童生徒数は現在の約9千人から、約7千人に減少する見込みです。減少は中学校区ごとに差があり、今後は、西中学校区、東中学校区、栗原中学校区、南中学校区で大幅な減少が見込まれます。

12ページを御覧ください。今後20年間の学校別学級数の動向です。児童生徒数の減少に伴い、10年後には、国が定める標準規模校の下限である12学級以下の学校が5校、20年後には11校に増える見込みです。図表2-9「今後20年間の学校別普通学級数の推計」の薄いオレンジ色と黄色の部分です。右にいくにしたがって、その色の学校が増えていることが分かります。

続いて、13ページを御覧ください。特別支援学級の状況です。今後の推計が困難であるため、過去の推移を示しています。同学級の児童生徒数は、過去20年間で約3.4倍に増加しており、今後もニーズは増加していくものと見込んでいます。

続いて、16ページを御覧ください。学校に関連するコストについて試算したものです。試算の条件は記載のとおりですが、県が負担する人件費を含め、年間総額で約87億7千万円、1校当たり年間約5億2千万円と試算されました。ただし、県が負担する人件費が、このうち約42パーセントを占めておりますので、これを除いた場合の市の負担は、年間総額約51億円、1校当たり年間3億円程度と想定されます。

続きまして、17ページを御覧ください。第3章は「座間市が目指す「魅力ある学校」」です。ここでは、国の動向、座間市教育大綱及び豊かな心を育むひまわりプランの内容を提示し、これらに定める教育の方向性、基本理念や豊かな心の育成の実現のために、学校を利用する全ての人たちが魅力的と感じる学校施設が望まれること。また、23ページから25ページまでに「魅力ある学校」のイメージをイラストで示し、新しい時代に求められる学習環境等を備えた、これからの学校の姿を分かりやすく表現いたしました。

26ページ、27ページを御覧ください。第4章は「ざま魅力ある学校づくり方針」

です。方針における「3つの柱」、「方針実現のための指針・基準」、「方針実現のための方策」についてまとめています。

図表4-1を御覧ください。「「ごま魅力ある学校づくり方針」の3つの柱」では、「魅力ある学校」を実現するために、今後の本市の学校に求められるものを、「新しい時代に求められる学習環境」、「子どもたちや教職員が快適に過ごせる学校施設」、「地域とともにある学校」として整理し、3つの柱としました。図表では、3つの柱と関係する項目をまとめています。

29ページを御覧ください。「方針実現のための指針・基準」では、第2章及び第3章を踏まえ、魅力ある学校づくりを実現するため、本市の教育環境の実情に応じた「望ましい学校規模」、「望ましい学校配置」、「方針実現のための方策」を示しています。

はじめに、32ページを御覧ください。「望ましい学校規模」では、将来的に1学年2学級となる学校が増加する見込みであることを踏まえ、望ましい学校規模について、1学年あたりの学級数で検討しました。検討の結果、児童生徒の人間関係や教職員の業務負担等のバランスが良い規模として、小学校は1学年あたり3学級から4学級、中学校は1学年あたり4学級から6学級を望ましい学校規模としました。

なお、学校規模による事象・課題等は、前に戻りまして30、31ページの図表に整理させていただきました。この基準を設けることで、市民への説明の根拠となり、今後必要な学校数をおおよそ見込むことができます。

33ページを御覧ください。「望ましい学校配置」では、「許容する通学距離・通学時間」と「小・中学校区の整合及び地域社会との関係」について指針、基準を設けます。

「許容する通学距離・通学時間」では、現在の市内の最長の通学距離を概ねの許容範囲とします。また、この範囲を超える場合には、隣接する学区での選択制や中学校での自転車通学などについて検討することとしました。

「小・中学校区の整合及び地域社会との関係」では、子どもたちの人間関係づくりや小・中連携教育を進めていくために、小・中学校区の整合を図るものとします。

また、学校は地域の方々にも支えられながら運営しており、今後も「地域とともにある学校」を目指すため、学区は原則として地区に基づいて設けるものとし、地域における様々な活動との関係にも配慮します。

34ページを御覧ください。「方針実現のための方策」です。図表4-4のとおり、児童生徒数及び学級数の推計の結果、本市では、約10年後には中学校から小規模校化が始まります。その後、小学校を含め12学級以下の学校が、現在の2校から12校にまで増加し、大半の学校が「望ましい学校規模」を満たさなくなる見込みです。

また、市立プールの老朽化等による水泳指導環境の低下、同一中学校区内での小学校規模のアンバランス、特別支援学級の児童生徒数の増加への対応など、現在既に生

じている課題への対応も急がれます。

このため、現在既に生じている課題への対応と、近い将来の児童生徒数・学級数の減少を見据えた対応の双方について、対応策を講じる必要があります。

35ページを御覧ください。「望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策」です。本市の現状から、図表4-5のとおり、「通学区域の見直し」、「学校の統合等」、「学校選択制」、「既存校舎の増改築」という4つの対応策を考えました。学校の適正規模・適正配置について検討する場合には、この「望ましい学校規模」に照らし合わせながら、地域の実情に応じて最適な対応策を検討します。

続きまして、36、37ページを御覧ください。「学校施設及び運営面での共通課題に対する対応策」です。現在既に生じている課題は、個々の学校の課題ではなく、共通の課題として、全体で改善、検討する必要があります。各課題と現状は、第2章で整理したとおりですが、ここでは概要を図表4-6にまとめています。

また、対応策について、37ページの図表4-7にまとめましたので、主要な課題と対応策について説明いたします。

まず、プールについては、市立プールの老朽化や移動距離の問題、水泳指導の課題などから、現在の小学校の水泳指導を段階的に民間屋内プールで実施していきます。

次に、給食ですが、小学校給食は美味しさや食育を大切にするなどの観点から自校方式を継続し、校舎の更新の際には、給食室も更新します。また、中学校給食は、令和4年度に実施したアンケート等の結果も踏まえながら、全員喫食を目指すこととし、センター方式等での実現の可能性を探ります。

次に、特別支援教育ですが、情緒通級指導教室は現在の児童の在籍状況から支援の手が届いていない児童がいる可能性を考慮し、同教室の小学校への全校設置を目指し、中学校では、学校への巡回式による教室設置を検討します。

最後に、教育支援教室「つばさ」については、見学希望者が増加していることも踏まえ、現在実施している民間フリースクールとの連携も進めるとともに、他の公共施設を活用した分教室等の確保について検討します。

また、ここに記載はありませんが、検討委員会において、先生たちの職場環境が向上することにより、子どもたちにも良い影響があるのではないかという考え方から、職場としての職員室の整備水準の見直しを検討することも議論されました。

以上が第4章までの御説明となります。

木島教育長 それでは、安藤教育部長、お願いいたします。

安藤部長 それでは、引き続き38ページ、第5章「推進に向けて」を御説明してまいります。ここでは、「今後の取組の進め方」、「部局横断的な連携・推進体制の検討」、「留意事項」

について御説明します。

図表5-1を御覧ください。「今後の取組の進め方(案)」です。令和6年度以降は本方針に基づき、次の取組を並行して進めてまいります。取組の開始順に御説明いたします。

令和6年度に開始する取組は、4件です。

1件目、本方針の周知。こちらは「2024(R6)」の青色矢印の部分です。

2件目、学区見直し案の検討。学区については緑色矢印で記載しております。

3件目、民間プール利用の試行。ピンク色矢印の上部分です。

4件目、中学校給食の全員喫食実現のに向けた実施方法の検討。ピンク色矢印の下部分です。

1件目、本方針の周知方法は現在のところ、広報ざま、市ホームページ、市公式LINE、記者会見、PTAや自治会等の団体への説明等を想定しています。

また、令和6年5月には総合教育会議を開催し、本方針について教育委員と市長による御協議をいただく予定です。その際は、教育委員の皆さまにも御協力をいただきたく存じます。

2件目、学区見直し案の検討は、既に同一中学校区内で学校規模にアンバランスが生じている地域の解消。また、学校再編の策定に向け、小・中学校区の整合及び地域社会との関係を考慮した学区見直し案の検討を開始します。学区の見直しは、学校再編と両輪であることから先行して進めるものです。就学支援課が中心となり検討してまいります。

3件目、民間プール利用の試行は、小学校4校が市内2か所の民間プールを利用する、この取組を調整し、その経費を令和6年度予算案に計上しました。試行結果を検証しながら、今後数年間の早い段階で全小学校に拡大する予定です。本取組に関する予算は教育総務課、利用調整は教育指導課が所管してまいります。

4件目、中学校給食の全員喫食実現のに向けた実施方法の検討は、2年程度の時間を掛け、就学支援課が中心となり検討してまいります。

令和7年度以降は、2件の取組を開始します。図表5-1、「2025(R7)」のところから始まっていくものです。

1件目、(仮称)座間市学校再編計画の策定。

2件目、学校長寿命化計画の見直しです。

1件目、(仮称)座間市学校再編計画は、近い将来確実に児童生徒数の減少が見込まれること。また、学校施設の物理的な耐用年数が近づいているため、35ページにお示した「望ましい学校規模の範囲に近づけるための対応策」として、学区の見直しと並行し、学校の統合等について具体的な計画を策定するものです。現時点では、中学校区ごとに将来的な学校配置等を整理する予定です。

なお、その際の参考としても使えるよう、参考資料3「各地区別資料(中学校区別)」を御用意してございます。

2件目、学校長寿命化計画の見直しです。現在の計画は、小・中学校17校の全施設を、現在のレベルで80年間使用することを前提とした維持改修計画ですが、今後、学区の見直しや学校再編計画の策定により、全施設を80年間維持する必要がなくなることが見込まれます。このため、学校再編計画等の内容に連動させ、今後も長く使用する見込みがある施設と、それ以外の施設に分けたうえ、改修計画を見直すものです。

令和7年度後半から8年度にかけては、学区見直し案を公表、周知する考えです。

令和8年度末から9年度にかけては、(仮称)座間市学校再編計画、学校長寿命化計画を公表、周知してまいります。

学区見直し、学校再編計画の策定及び長寿命化計画見直しが揃う令和9年度以降、市全体の公共施設の計画である座間市公共施設再整備計画とも整合を取りながら、具体的な学校の改修や個別の建替え計画が進むものと考えております。

次に、「部局横断的な連携・推進体制の検討」です。今後、本方針に基づく取組の推進に向けては、学区の変更などに伴う地域調整、学童保育のような学校施設内にある子育て関連施設等、教育委員会の所管以外の施設に関する調整、さらには都市計画、公共施設マネジメントや財政当局との調整など、市長部局とも様々な調整、連携が必要な場面が想定されます。

本方針策定に係る進捗管理、とりまとめについては、これまで主に教育総務課が担ってまいりましたが、令和6年度以降は各所属において、より具体的な検討を開始することになるとともに、対外的な調整も必要となってまいります。そのため、教育委員会事務局に新たな担当部署を設置することにより、これらの進捗管理及び調整等を進めてまいります。

最後に、39ページを御覧ください。留意事項です。本方針は、様々な面において今後の本市の事業や計画等に大きく関連するものと捉えております。例えば、財政、公共施設再整備計画、都市計画、学校内にある子育て関連施設、選挙や各種イベント、市民スポーツの場としての機能、自治会をはじめとする地域活動拠点としての機能、災害時の避難場所など、幅広い分野に渡ります。

このため、今後の取組の推進における留意事項について、4点掲げました。

1点目、「関係者(学校、保護者、地域)との連携」です。取組の推進に当たっては、児童生徒数の動向や、学校の現状など関連情報を発信し、学校、保護者、地域と情報を共有し、関係者との間で意見交換を行うなど、合意形成を進めてまいります。

また、新たな計画策定に際しては、意見・要望を反映できるよう、市民参加の機会を設けながら検討を進めます。

2点目、「魅力ある学校の見える化」です。小規模校の教育上の課題や学校規模の適正化による教育条件の改善について広く理解を得るため、市民に対し、課題と効果の見通しの共有を積極的に進め、本方針（案）が示している「魅力ある学校」の実現に向けた計画策定の必要性の理解を求めてまいります。

3点目、「避難場所・避難所としての役割」についてです。学校施設は地域住民の一時的な避難場所や一定期間の避難所としての役割を担っていることから、今後も関連部署と調整・連携しながら、必要な機能等を維持・整備してまいります。

4点目、「継続的な見直し（継続的に将来推計を実施しながら、柔軟に対応する）」です。将来の人口動向は、大規模な住宅開発の動向や鉄道交通等の利便性向上、社会情勢等の変化により大きく変化する可能性があることから、児童生徒数・学級数の将来推計を継続的に実施し、推計結果を参考にしながら柔軟な対応を行ってまいります。

御説明は以上です。

木島教育長 安藤教育部長、高木教育総務課長、ありがとうございました。

本方針（案）については、令和4年度から教育委員会事務局において、現状の把握や課題の整理、アンケートを実施し、検討委員会で協議、検討いただくための準備をしてきました。

また、整理した基礎資料の内容について、我々教育委員会も事務局から説明を受けました。

本年度は、検討委員会において学校の実態、課題を丁寧に探ったうえで、学校施設の更新は、これからの本市の子どもたちにとって、より良い学習環境を整えるチャンスと捉え、ハード、ソフトの両面から、今後の学校施設の在り方について議論いただき、本方針（案）をまとめていただきました。

また、本方針の名称を「ざま魅力ある学校づくり方針」とし、本方針の内容が学校施設の整理縮小だけでなく、より良い学習環境を整えることについても考慮していることを、市民の方々に分かりやすく伝えるための工夫もしていただきました。

検討委員会における検討の過程については、我々教育委員会も事務局から随時報告を受け、進捗を共有してきたところですが、学校施設の適正化という難しいテーマについて議論を重ね、本方針（案）をまとめていただいた山森委員長をはじめとする検討委員会の皆様に対して、感謝を申し上げたいと思います。

本日は、資料及び事務局からの説明を基に、本方針（案）について、協議を行いたいと思います。本日の協議における御意見等により、本方針（案）を見直す必要がある場合は、事務局において修正案を検討いただき、次回3月に開催する教育委員会定例会において再度協議のうえ、教育委員会の方針として決定したいと思います。

木島教育長 それでは、この件につきまして、教育委員に御意見を求めたいと思います。
まず、鈴木委員は、いかがでしょうか。

鈴木委員 今後の取組の進め方についてお伺いします。

2024年に方針が周知され、2025年に（仮称）座間市学校再編計画が策定されることになり、また、連動する計画として2018年に策定した「学校施設長寿命化計画」の見直し、改訂をしていくとあります。

確認ですが、計画の期間は今後20年、2045年までの計画となるのか、お聞かせください。

次に、これらの計画のための策定委員会なり検討委員会を編成されると思いますが、現時点でどういうメンバーを考えているのか、担当部署を設置するとありますが、学校を含めた教育委員会内部の関係者を考えているのか、お聞かせください。

また、35ページには、望ましい学校規模の範囲に近づける対応策が挙げられていますが、ここは市民や関係者の関心の一番高いところであると思います。小・中一貫校や統廃合まで含めて考えているのかどうか、お聞かせいただければと思います。

木島教育長 この質問については、事務局が対応することよろしいでしょうか。

高木課長 はい。私に対応いたします。

木島教育長 分かりました。

それでは、鈴木委員から大きく3点の質問をいただきましたので、高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 まず、学校再編計画の期間についてです。こちらは、現時点で、まだ定めておりません。本方針（案）も同様ですが、計画（案）を検討する中で、様々な条件を考慮して計画期間を考えていくものになると考えています。ただし、学校の再編になりますので、短いスパンではないということは確実だと思います。

次に、計画策定の体制についてですが、学校再編計画は、より具体的な内容になると想定しております。このため、外部の方というよりは、教育委員会事務局を中心とする、行政職員主体で検討を進める体制を取るものと考えています。

次に、検討の範囲ですが、今後の児童生徒数の推移と本方針（案）に定める、望ましい学校規模の実現を考えた際に、教育環境を維持するためには、学校の統合は避けられないものと見込まれます。学校再編計画には、本方針（案）に基づく検討結果が示されることになると考えています。

また、小・中一貫校についてですが、本方針（案）の中では取り上げていませんので、学校再編計画では考慮しない想定です。

本方針（案）では、小・中連携教育を進めていくとなっておりますので、こちらを意識した検討になるかと思えます。ただし、将来的に小・中一貫校についての検討や方針が定まった場合には、こちらも考慮しなければならないと思っています。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。このことについて、他の教育委員は御意見等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。
引き続き、鈴木委員はございますか。

鈴木委員 よろしいでしょうか。

要望になるかもしれませんが、28ページ、災害時の避難場所・避難所の指定に関して、39ページ、避難場所・避難所の役割についてです。

学校は、災害時の避難場所・避難所に指定されていますが、100年前に起きた関東大震災の地震に襲われた際、当時の被害状況の記録から、地盤の悪い西中学校や入谷小学校など、市西部の学校施設はかなりのダメージを受けることが予想されます。

また、市東北部は当時、畑や山林で、今は比較にならないほど都市化されておりまして、この前の能登半島地震の際にもありましたが、火災が同時発生した場合などの被害状況をシミュレーションして検討していただきたいと思えます。

関東大震災の約70年前に発生した安政大地震、それから約150年前の元禄大地震は関東大震災を上回る規模で起きたと言われておりますので、是非今挙げた2点のことをよく考えて進めていただければと思います。

もう1点は、先進市、先進施設への視察の必要性についてです。ざま魅力のある学校づくり方針（案）策定に際しまして、民間プール、秦野市の給食センターや中学校を視察させていただきました。

また、昨年9月には大仙市の小・中学校を訪問させていただく機会をいただきました。特に大仙市は、市民が使える古い施設の空間や心地よいシャワートイレを導入していましたし、秋田墨絵を使った床、武道館の設置などを見させていただきました。百聞は一見に如かず、まさに目から鱗が落ちる場面が度々ありましたので、是非、学校再編計画策定に際しては視察の機会を作って、実際に見ていただきたいと要望いたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長 ありがとうございます。

鈴木委員からは、28ページ、災害時の避難場所・避難所の指定に関して触れていただき、被害状況のシミュレーションをしたうえで、検討していただきたいことと、先進市、先進施設への視察の必要性について御意見をいただきました。

高木教育総務課長、いかがでしょうか。

高木課長 はじめに、災害時の避難場所・避難所の指定に関してですが、近年の災害は想定を超える被害が生じることが多く、本市についても危機感をもって考える必要があると思います。

学校は、市地域防災計画というもので、避難場所・避難所に定められております。今後、学校が移転する場合ですとか、被害想定が見直された際には、その地域の被害想定などを考慮したうえで、学校が担う防災機能を検討するように、防災の所管課と調整していきたいと思います。

続いて、先進市、先進施設への視察の必要性ですが、先進事例の調査やノウハウを学ぶことは大切だと考えています。学校再編計画の検討や進捗の過程において、役立つ事例や参考にする事例がある場合は、視察を含め適宜対応していきたいと思っています。

木島教育長 ありがとうございます。

時間が正午に近づいておりますが、このまま継続して行うことでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 それでは、このまま継続して進めます。

続きまして、北村委員、いかがですか。

北村委員 学区見直し案の検討についてですが、令和6年度から検討・策定となっております。教育委員会としてどのように行っていくのか、今後の見通しについてお聞かせください。

また、保護者や地域の方々への説明は、どのようなタイミングで、どのように行っていくのかお伺いいたします。

木島教育長 この件につきましては、野澤就学支援課長、いかがでしょうか。

野澤課長 学区見直し案につきましては、かなりデリケートな案件になりますので、次年度以降、具体的に検討していくこととしております。現在では、お伝えできる部分がなく難しいので、次年度以降、詳細が固まっていくと考えております。

保護者や地域の方々への説明については、当然、学校保護者や地域等と連携していかねばならない案件ですので、丁寧な説明の場を何らかの形で設けていくと思います。以上です。

北村委員 分かりました。

令和4年度に保護者や地域の方々へ実施した、教育環境に関するアンケートの結果、安全安心な通学路であるとか、適正な通学時間と距離の重要性を皆さん感じている結果が出ていますので、そちらを丁寧に行っていただきたいです。

また、小学校区と中学校区が一致していないところがありますので、そちらの一致と地域も分断されないような形で、是非行っていただければと思います。

あとは、先ほど仰っていただいたように、丁寧な説明を随時していただきたいことが希望です。よろしくお願いします。

木島教育長 ありがとうございます。

続きまして、有山委員、いかがですか。

有山委員 私からは、民間プールの利用について、2つ質問させていただきます。

まず、民間プールへ移行することは、今まで公立プールを利用する際の弱点であった移動時間がかかるとか、天候によって大きく左右され、なかなか指導ができなかったということが解消されるので、とても良いことだと考えています。

1つ目は、民間施設は民間だけに、条件によって学校の利用はお断りしますとか、民間施設そのものが閉鎖されてしまうようなことも考えられます。子どもたちの持続可能な水泳指導のため、将来的に、市内に公立温水プール施設を設置することも考えていらっしゃるのか、ということです。

2つ目は、子どもたちが長期休業中ですとか、普段から水に親しめるように、民間プールを使用するに当たって、例えば「回数券(割引券)」のようなものがあると、とても利用しやすくなると思いますが、そういったことを考えていらっしゃるのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

木島教育長 この件につきましては、高木教育総務課長、いかがでしょうか。

高木課長 まず1つ目の、将来的に、市内に温水プールを造る考えはあるかということですが、

現在の市立プールは市長部局のスポーツ課が所管しています。今後の市立プールの在り方については、市長部局が中心となり、市公共施設再整備計画の見直しに合わせて検討されていくものと捉えています。

有山委員の仰った民間プール利用に伴う懸念事項については、本方針（案）の検討の際にも挙がりましたが、現時点では、それを上回るメリットがあると考えています。しかし、長期に考えた場合には、民間プールの施設も老朽化するなど、対応が必要になる時期が訪れることが想定されます。このため、例えば、総合教育会議の場などで、将来的な屋内プールの整備の必要性を伝えていくことも必要になってくると思っています。

続いて、2つ目の御質問は、将来的に、市立プールが少なくなった場合、休日や放課後に子どもたちが民間プールを使用する場合の補助についてかと思えます。今後の市立プールの在り方が明らかになった際に、生涯スポーツの振興という観点で、市として考えていくことの1つになり得るのかと考えています。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。有山委員、よろしいでしょうか。

有山委員 はい。

木島教育長 他の委員は、この件に関して、よろしいでしょうか。
それでは、馬場委員、お願いいたします。

馬場委員 資料37ページに、「中学校給食は全員喫食を目指すこととする。センター方式等での実現の可能性を探る。」とありますが、可能性を探るだけなのでしょうか。

それとも、予算等も考えて、センター方式といっても業者任せでよいのか、それとも市の施設を利用して考えると、もう少し具体的な見通しや計画を御説明いただければと思います。

木島教育長 この件につきましては、東保健給食担当課長、いかがでしょうか。

東担当課長 中学校給食ですが、大まかな方向性として、保護者から要望の強い全員喫食を目指します。全員喫食をするための手段として、センター方式もあれば自校方式もあるなど、色々な手段があります。今後2年間をかけて、座間市に合った手段を考えていきます。その手段が決まると金額等も出てきますので、例えば、総合教育会議で市長との対話の中で、教育委員会の考えをお伝えできればと思っています。

馬場委員 分かりました。ありがとうございます。

木島教育長 馬場委員、他はよろしいでしょうか。

馬場委員 はい。

木島教育長 他の委員は、今の件について、よろしいでしょうか。

それでは私から1つ提案させていただきます。今、馬場委員からもお話があった学校給食のことについてです。

検討委員会で決定した事項に関して、37ページに「小学校給食は自校方式を継続する。校舎の施設更新があった場合には、一緒に更新する。」と書かれておりますが、自校方式のみの給食提供だけではなく、いわゆる縛りをかけずに、他の方式での研究の余地を残すような表現に修正してはどうかと考えています。

これは、自校方式をやめるということではなく、自校方式だけという縛りではなくて、ある程度今後の検討の中で、それ以外の方法も出てくる可能性があった場合に、この縛りをつけてしまうと検討の余地がなくなってしまうことになるためです。

実は12月に秦野市の施設を見学した際に、温かい給食であるとか、アレルギーの問題であるとか、自校方式の良さをセンター方式でどれだけカバーできるのか、というところを実際に見させていただいて、随分の部分でそれをカバーできると目にしました。だからと言って、センター方式を取りますとは書きませんが、多少余地を残す表現に修正してはどうかと提案です。

このことについて、鈴木委員、いかがでしょうか。

鈴木委員 そのとおりと思います。

先ほど施設の視察について言いましたけれど、今まで温かい給食とかアレルギー対策ができないということで自校方式をやってきましたが、これからは他の方法でもよいのではないかと、そういう気持ちがあります。

木島教育長 有山委員、いかがでしょうか。

有山委員 センター方式と自校方式では、差は歴然だと考えていましたが、秦野市のセンター方式の給食を食べさせていただいて、ほぼ見分けが付かないレベルだと分かりましたので、センター方式を選択肢の1つに残すことは、とても良いことだと思っています。

木島教育長 馬場委員、いかがでしょうか。

馬場委員 小学校と中学校の給食を別々に考えるのではなくて、座間市として学校に対してどうするかという最適解を探すということだと思います。

木島教育長 北村委員、いかがでしょうか。

北村委員 私も皆さんと同じで自校方式に拘らずに、色々な選択肢の余地を広げて良いと思いますし、秦野市のセンター方式を見させていただいた際に、給食が美味しくないとか冷たいとかのイメージが払拭されましたので、そういった選択肢もあって良いと思います。

木島教育長 検討委員会の意見を修正するという事で提案させていただきまして、今教育委員から御意見を伺ったところです。

これは今後検討することができる余地を残していこう、という意味合いに変えさせていたきたい提案ですので、具体的にどのような表現にするかは事務局にお任せしますが、東保健給食担当課長の意見も伺いたいと思います。いかがでしょうか。

東担当課長 今教育委員が仰られた秦野市のメリットは、今回の視察でよく分かったところです。

また、検討委員会で学識経験者、有識者、校長会会長、PTA代表及び地域の方から御意見をいただいて、自校方式のメリットについてお話をされており、概ねまとまっていたので、検討委員会に対して丁寧な説明は必要かと思っています。

木島教育長 事務局はこの修正案をかけた場合に、検討委員会への対応について、どのように考えておりますか。説明する場はありますでしょうか。

(高木課長 挙手)

木島教育長 高木教育総務課長、お願いいたします。

高木課長 改めて検討委員会の皆さまを集めてお話することについては、要検討かと思いますが、仮に今回の修正案がとおりますと、教育委員会の意思として直すことになりましたら、それは御検討いただいた方々に、理由を付けて、このように直しましたというお伝えは必要だと思います。

木島教育長 これ以外の部分についても、一部修正した箇所はありましたが、大きな課題や問題

点での変更ではなかったのですか。

高木課長 先日の検討委員会において、本方針（案）についての修正点は、事務局側からお示ししたもの以外は新たにありませんでしたので、今回修正するとしたら、教育委員会での修正のみとなります。

木島教育長 これのみということですね。

これに関しましては、概ねそういう余地を残すということですので、御理解をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 それでは、事務局で修正案を作成していただくということで、よろしくお願ひします。

その他御意見等もないようですので、協議第1号は以上でよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 本日の御意見等を踏まえ、事務局は次回の教育委員会定例会に本方針（案）の修正案を提出してください。

これをもちまして、協議第1号は終了いたします。

木島教育長 本日、公開の案件は以上です。

ここからは、非公開案件の審議に移ります。

（議案第6号「県費負担教職員の人事について」及び報告第2号「県費負担教職員の任用について」は非公開）

木島教育長 お諮りします。議案第6号については、関係職員のみを残し、教育委員会事務局職員にも退席をお願いしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

木島教育長 教育部長と就学支援課長のみ残っていただき、暫時退席をお願いいたします。

(事務局職員 退席)

木島教育長 それでは、議案第6号「県費負担教職員の人事について」、説明をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤就学支援課長、お願いいたします。

(野澤課長 説明)

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、議案第6号は承認することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

木島教育長 御異議等ないので、議案第6号は承認いたします。

事務局職員の入室を許可します。

(事務局職員 入室)

木島教育長 続きまして、報告第2号「県費負担教職員の任用について」、報告をお願いいたします。

(野澤課長 挙手)

木島教育長 野澤就学支援課長、お願いいたします。

野澤課長 それでは、31ページを御覧ください。

種別と人数をお伝えいたします。県費負担教職員任用報告（臨時的任用職員）令和6年2月1日、産休代替2名、育代（育休法）1名、休職代替1名。

県費負担教職員任用報告（会計年度任用職員）令和6年2月1日、くだき1名、育休代替4名、休職代替4名、産休代替1名、初任研（校外）1名、妊体免2名。

以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。ただいまの件につきまして、御質問等ございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

No. 4には、有山委員に入っただいております。ありがとうございます。

60代、70代の方々に大変御協力をいただいております。

御質問等もないようですので、報告第2号は終了いたします。

木島教育長 本日の案件は以上です。

事前にお伝えしたとおり、「令和5年度 市町村教育委員会研究協議会」に係る報告会を行います。

事務局は、準備をしてください。

(事務局 準備)

木島教育長 それでは有山委員、よろしく願いいたします。

有山委員 私は、昨年12月21日にオンライン方式で参加させていただきました。私が参加したのは、学校における働き方改革についての分科会でした。

はじめに概要ですが、行政説明では、学校における働き方改革の目的は「子どもたちへのより良い教育」につなげるため。そのための改革を3つ挙げています。

1つ目は、教師の健康を守るための「長時間勤務の是正」。

2つ目は、自らの人間性や創造性を高めるために「日々の生活の質や教職人生を豊かにする」。本を読んだり、映画を見たり、旅行に行ったりすることも大切なので、そのためにも時間を取ってください、ということだと思います。

3つ目は、自らの授業を磨くための「学ぶ時間の確保」。

「子どもたちへのより良い教育のためであればどんな長時間勤務も良しとする」という働き方は、教師という職の崇高な使命感から生まれるものであるが、その中で教師が疲弊していくのであれば、それは回りまわって「子どものため」にはならない。これは最なことだと思います。

また、昨年中央教育審議会から「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」として、3つの具体策が出されています。

1つ目は、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進。具体的には、標準授業時数の見直し、行事の精選、ICTの活用です。

2つ目は、実効性の向上。例えば、保護者からの過剰な苦情に対する行政による支援体制の構築です。

3つ目は、持続可能な勤務環境整備等の支援の充実。具体的には、小学校高学年の教科担任制の強化、教員業務支援員の配置、いわば増員ですね。主任・管理職手当の改善などが挙げられていました。

分科会では、各地区から次のような取組について、話し合いました。

- ・業務の削減（留守番電話、保護者連絡のデジタル化、給食費の公会計化等）
- ・教職員の増員
- ・出退勤管理システムによる勤務時間の管理と、個々の教職員による自らの勤務時間について意識化を図る
- ・閉庁日を設定

ある地区では、学校独自に10日以内の閉庁日を設定しているそうです。

- ・学校行事の精選
- ・中学校部活動指導の外部委託（土日、祝日の指導を任せるなど）

その他では、教頭の複数配置、学校訪問をオープンスクール等に合わせて実施することで廃止するなど挙げられていました。

私の所感ですが、今回、市町村教育委員会研究協議会に参加したことで、各地区における様々な「働き方改革」への取組を知ることができ、また意見を交流することができたことは、とても有意義でありました。

学校における働き方改革が、学校現場の課題として認識されるようになったのは、教員の長時間勤務の実態が話題になったころからだと認識しております。しかし、その当時の座間市内の、少なくとも小学校においては、長時間勤務をせざるを得ないといった実態はなかったと認識しています。むしろ、長時間勤務する教員の多くは「家庭に仕事を持ち帰りたくない」という思いから自ら選択した働き方で、それゆえ、その働き方が本人のストレスになることや、疲弊する原因にはなり得なかったと私は考えています。周りの様子からも、そう判断しています。

私が教育現場で感じる「教員を疲弊させる原因」、働き方改革がなかなか進まない原因は、次に挙げるものだと考えています。

- ・保護者対応

私は県央教育事務所に2年間おり、不祥事防止という学校もあって、そういう話をする学校も多かったのですが、保護者対応は不祥事ではありません。不祥事ではないのですが、一番要望が多かったのが保護者対応について話してください、ということでした。裏を返せば、先生方が保護者対応にどれだけ多くの時間を取られているか、ということです。

- ・問題となる行動を起こしやすい児童生徒の増加に伴う対応
- ・食物アレルギー等の児童への給食対応

命に関わることなので、とても神経を使う場面かと思っています。

- ・新しい教科・領域（英語・道徳の教科化・ICTの活用）等への対応
- ・人事評価の弊害

メリットもありますが、デメリットも多くあると考えています。

11年前、教頭だったときに、渋谷へ2週間、研修に行かせていただきました。90分授業の中で、メンタルヘルスについて講義していただき、その講義では、「これからメンタルヘルス面で対応が難しくなります。その1つは人事評価です。」とその先生は仰っておりました。また、学級や保護者の問題で困ったことは、相談すべき管理職の先生に相談しにくくなるのではないかと、ということも仰っておりました。自分に力がないと思われたくないがためにです。

- ・個人情報保護法（2003年）と個人情報保護法（2015年改正）の実施に伴う対応

座間市でもクラスの名簿を保護者が持たなくなりましたよね。そうすると、放課後や土日に子どもたち同士で起こった問題を保護者同士では電話番号が分かりませんので、なかなか解決できません。そのため、一旦学校に連絡がきますので、担任が全ての起こった問題を把握して、解決に向かわないといけないことも仕事が増えている原因かと考えています。

それだけではありませんが、そんなことを思いました。以上です。

木島教育長 ありがとうございます。大変納得できるなという思いでした。
このことに関して、御質問等ございますか。

木島教育長 御質問等もないようですので、有山委員からの報告会を終了いたします。
続きまして、馬場委員、よろしく願いいたします。

馬場委員 私は今年の6月に、2つのテーマに参加しまして、そのうち1つでは司会を務めました。文部科学省から、そもそも全体としてどういう問題や現状があるかの説明を受けました。その説明をある程度理解したうえで、分科会において議論をしました。

1つ目のテーマは、いじめ対策・不登校支援についてです。

私は人類学者として、動物にいじめはあって当然ですが、人間はそうではなくて、共感能力があるのだから避けることができるという基本理念を説明いたしました。

また、座間市に関しては、いじめが報告されている件数は多いけれども重大事案はないことや、残念ながら不登校児童生徒は減らないなどを伝えました。

面白かったのは、それぞれ参加されていた方々のバックグラウンドが違うことです。その中で、どういった議論をしていくかということだと思いました。

東大阪市は、教育水準が低い中で、根本からの改革を図っていました。教育予算が

少ない中、一から改革して様々な成功を収めているという話がありました。

岩国市の方は、司会を務められておりました。

つくば市の方は、保護者枠で、元々現場をよく知っている方でした。

この3人は、不登校問題の実態を詳しく知っていて、相談員や居場所の実態をお互いに聞きあっていましたが、私を含めた他の方は取り残されてしまう状況でした。

そのまま半分以上時間が過ぎてしまいましたので、私から、教育委員の取組、関与の仕方という全体問題を質問したところ、途端にみんなの表情が緩み、打ち解けることができました。

昭島市の方は、元々心理学者で、昨年4月から教育委員になったとのこと。心理学者として、不登校やいじめ対策への独自の意見・見解がありました。

最後には打ち解けまして、みんなでメールアドレスを交換しました。

文部科学省が示してくれる基礎資料があって、それを勉強しながら、皆で議論することはもちろん大事なのですが、その中でお互いの立場やバックグラウンドが違う教育委員たちが、どういった形で分かり合って、向上させていくかという点が重要かと思いました。

文部科学省の資料は随分と多いのですが、これを我々はどう勉強していくか、どう全体を把握していくかが重要だと思います。じっくり時間をかけて、ある程度理解したうえで、こういったものに参加していくことが良いと感じました。

次に参加したテーマは、部活動の在り方についてです。これは、どうやって外部委託に移行していくかという問題であり、各自治体によって様々な考えでした。

小金井市の方は、非常に本質的問題を提言していました。本質的問題の解決なしに、安易に地域移行するのは良くないという考えでした。

調布市の方は、先行例を知りたいと、移行に慎重でした。

門真市の方は、積極的に地域移行を実行中とのことでした。

私は司会を務めたので、座間市としては問題に対処しながら地域移行へ進んでいることを伝えました。特に、小金井市の本質的問題提起には、みんなが大感動していました。以上でございます。

木島教育長 ありがとうございます。

この市町村教育委員会研究協議会は、あくまでも希望制でございまして、神奈川県の中でも教育長、教育委員が、これに参加していることはごく一部です。

せっかくの機会のため事務局と相談して、参加しようということで、はじめに私が参加しました。次に馬場委員に取り組んでいただいて、今有山委員までお願いしているところですので、機会がありましたら、北村委員、そして鈴木委員にもお願いをしたいと思っております。

木島教育長 このことに関して、御質問等もないようですので、馬場委員からの報告会を終了いたします。

その他、会議の中で取り上げたいことはございますか。

木島教育長 よろしいでしょうか。

それでは、次回の定例会は令和6年3月27日（水）午後2時00分から教育委員会室で開催いたします。

以上で座間市教育委員会2月定例会を閉じさせていただきます。

署名委員

署名委員

書記